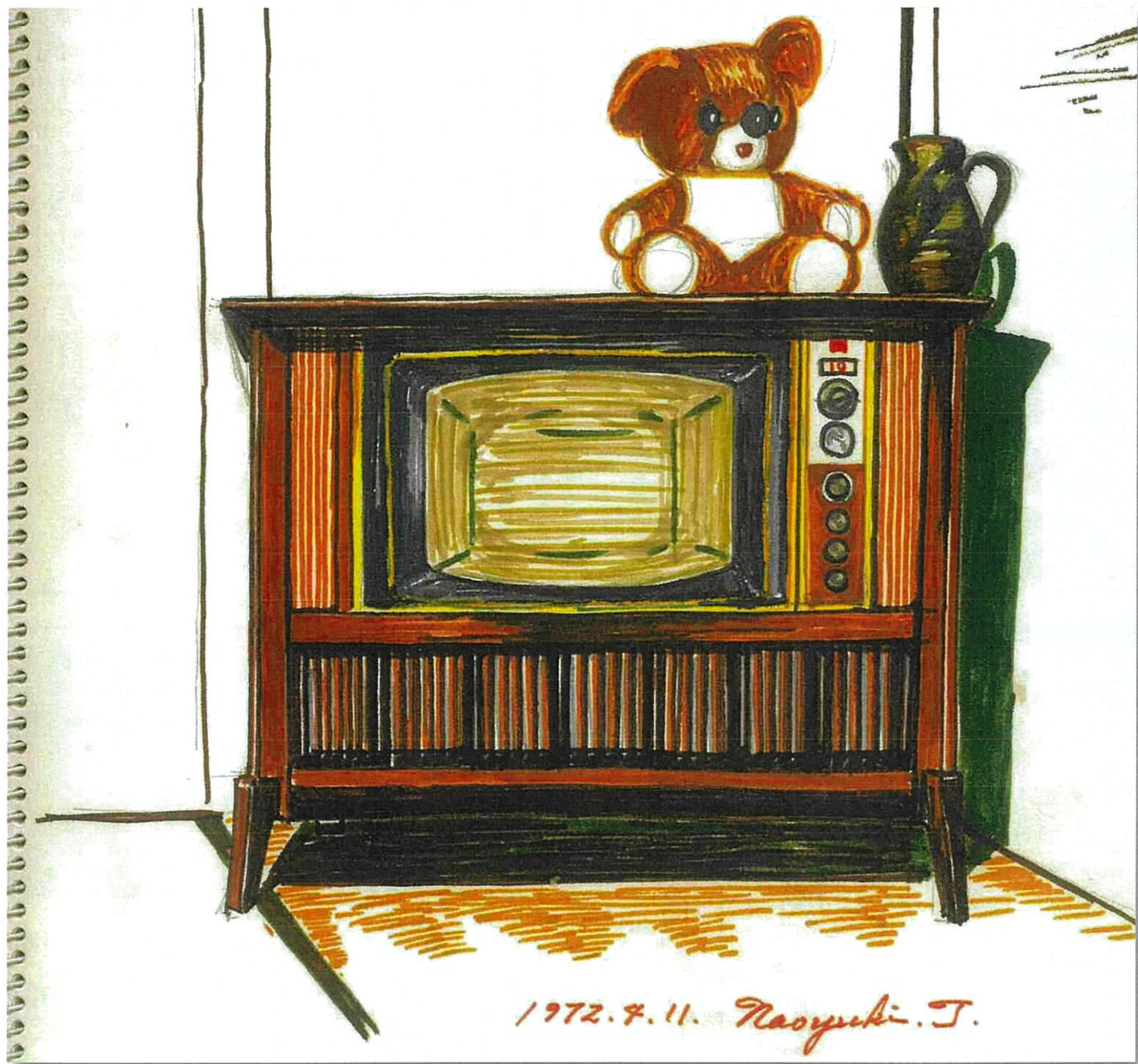


テミス通信

Vol.011
2022年
夏号



本土復帰当時の当山家のブラウン管テレビ(大きく、重く、設置面積もとるものであった) 当山尚幸 作画

沖縄の本土復帰50周年記念

当山法律事務所

※テミスとは・・・ギリシャ神話の正義の女神。
目隠しをして剣と天秤を持ち、司法・裁判の公正さを示す。

今月号のトピック

ハンディをバネにする	当山尚幸
中小企業診断士試験合格のご報告	大島優樹
「無料求人広告トラブルがNHKで取り上げられました」	高良祐之
当山法律事務所退所のご挨拶	宮城哲香
新事務員入所のご挨拶	伊差川朝香
「元修習生の思い出」	永井康祐
【注意すべき法改正1】通信販売における定期購入契約に対する法改正!	高良祐之
住所氏名(名称)変更登記	仲宗根庸子
「昼食の風景」	北澤匡大
【注意すべき法改正2】改正個人情報保護法について	比嘉天万呂



弁護士
比嘉 天万呂
Amaro Higa
(沖縄弁護士会所属)

【注意すべき法改正2】 改正個人情報保護法について

「プライバシーポリシー等の見直しはお済みですか？」



みなさん、突然ですが自社のホームページのプライバシーポリシーは見直されていますか？

令和2年6月12日に個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法の改正法が公布され、今年の4月から施行されており、ガイドラインも改訂されているため、これらの改正・改訂に伴いプライバシーポリシーの記載内容のほか、社内規程、運用の見直しが必要になると思われます。

そこで、本稿では、改正のポイントをお伝えいたしますので、見直しの参考にしてください。

1 保有個人データに関する公表等事項の追加

個人情報保護法(以下、「法」といいます。)第32条では保有個人データ(データベース化された個人情報のうち開示、訂正、追加、削除等を行うことのできる権限を有するものをいいます。)に関する公表事項が規定されていますが、改正によって追加された事項は、①当該個人情報取扱事業者の住所、法人である場合の代表者名、②本改正で追加された開示等に応じる手続方法、③保有個人データの安全管理措置の3つです。これらの3つの内容をプライバシーポリシー等によって公表する必要があります。

2 個人データの共同利用を行う場合の通知等事項の追加

法第27条第5項第3号では、特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合(例えば、グループ会社内での共同利用が想定されます。)には、同号規定の内容を公表等する必要があります。当該通知等事項につき、改正では①共同利用する個人データの管理責任者の住所、法人である場合には代表者名の通知等することが追加されました。

3 漏えい報告の義務化

法26条において、個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがあるとして一定の条件に該当する場合には、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化されています。

4 短期保存データの廃止

従前は取得後6か月以内に消去する短期保存データは本

人からの開示等の請求に応じる義務はありませんでした。しかし、改正による法16条4項によって保存期間による限定を撤廃し、6か月以内に消去する短期保存データも保有個人データとして扱われ、本人からの開示等に応じる義務が生じています。

5 保有個人データの開示等請求の対象追加、要件緩和

(1) 本人からの利用停止・消去・第三者提供の停止の請求要件の拡大

改正前における本人からの利用停止・消去・第三者提供の停止の請求は、本人の同意なき目的外利用、不正取得、第三者提供義務違反の場合に限られていました。しかし、改正によって、①当該個人情報取扱事業者が保有個人データの利用が必要なくなった場合、②重大な漏えい等が発生した場合、③本人の権利又は正当な利益が害される恐れがある場合も追加されました(法第35条第5項)。

(2) 開示請求の対象につき第三者提供に係る確認記録の追加
改正前においては明確な規定がありませんでしたが、改正により個人データを第三者に提供した時、第三者から受領した時の記録が開示請求の対象となりました。そのため、事業者は個人データの授受につき開示されることを前提に作成しておく必要があります。

以上のほか、他の情報と照合しない限り個人の特定ができないように加工された情報として「仮名加工情報が新たに創設されたこと」に伴う事業者の義務、外国にある第三者への個人データ提供時における本人への情報提供義務、オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの限定等の改正もなされています。

上記の内容は、個人情報保護委員会ホームページにて概要・詳細等が掲載されており、改正内容の概要、ガイドライン、Q&A等。この機会に、改正法・ガイドラインを再確認し、プライバシーポリシーや社内規程、運用の見直しをされてみてはいかがでしょうか。
ご不明な点がございましたらお気軽に弊所までお問い合わせください。



当山法律事務所

〒900-0014
沖縄県那覇市松尾2丁目16番52号
松尾公園テミスビル4階
TEL: 098-869-2700
FAX: 098-869-2701
(1階に無料駐車場完備)

<http://www.touyama-law.com>

詳しくはこちら!

経歴等は
当事務所ホームページ
を御覧ください

当山 法律 | 検索!
Click!



所長/弁護士
当山 尚幸
Naoyuki Touyama
(沖縄弁護士会所属)

ハンデイを バネにする



五〇年前の五月、二四歳の私は「さくら」という船で那覇港を出航し、四五時間後晴海埠頭に降り立った。私が法曹の門の前に立った記念すべき年は、沖縄の本土復帰の年であった。まだ政治的、社会的問題に疎く、単純に沖縄の本土復帰を喜んでいて。しかし、東京では、他県出身の方から、沖縄訛を揶揄され、「日本語を覚えてあげるね」などと言われ、「沖縄は本当に貧乏だ、ってね」と決めつけられ、琉球民謡を土人の歌と言う人もいて、模擬試験で好成绩を修めても「ぼつと出には負けれない」と言葉に耳にし、はては大先輩から貸家に「琉球人お断り」の所があったと聞き、差別感と数々の上から目線を感じながら、司法試験の受験勉強をしていた。

何かと劣等感を抱きがちになる自分がいたが、ある新聞記事を見て、深く感銘を受けた。それは、ローマオリンピックで二百、四百メートルリレーの三つの金メダルをとったウィルマ・ルドルフという女子選手の記事であった。ウィルマは、四歳の時小児マヒを患った。母親は仕事の合間に、約七〇キロも離れた病院に通い、マッサージを勉強し、暇さえあれば娘の左足を病との四年の闘いで麻痺を克服した。そして遂に右の快拳となった。ウィルマは母親の労苦に感謝し泣き続けたという。さらに、次の記事へと続いていた。フジヤマのトビウオといわれた古橋広之進は、水泳に大切な左手中指が欠損していたが、変則泳法でその欠陥をおぎなった。六九連勝という不滅の大記録を持つ双葉山は右目がほとんど見えないことを隠しぬいた。ミュンヘン五輪の重量挙げで金メダルを取ったフェルジ選手(ハンガリー)は、右手の指三本を事故で失っていた。「勇気は逆境における光である」という先哲の言葉で記事をまとめていた。

「無料求人広告 トラブルがNHKで 取り上げられました」

以前も書いた悪質商法ですが、再流行の兆しがあるとしてNHKにも取り上げられ、昨年12月にニュース「おはよう日本」、今年5月にバラエティ番組「所さん!事件ですよ」で当職へのインタビューも放映されました。全国放送で取り上げられることは、被害防止のための注意喚起でとても効果があることですし、対策の弁護士ネットワークをボランティアで作ってきた当職としても多少名誉なこと素直に嬉しかったです。本来地味な被害防止活動ではありますが、中小企業の皆さんを悪質商法から守るため、今後も継続して努力していきたいと思っています(高良)。



弁護士
大島 優樹
Yuki Oshima
(沖縄弁護士会所属)

中小企業診断士 試験合格のご報告

中小企業診断士試験という試験に合格しましたので、ご報告いたします。中小企業診断士とは、中小企業の経営課題に対応するための診断・助言を行う専門家です。経済産業大臣が登録する国家資格です。一次試験では、「経済学・経済政策」、「企業経営理論」、「運営管理」、「情報システム」、「中小企業経営・政策」などについての知識が問われ、二次試験では、「組織(人事を含む)」、「マーケティング・流通」、「生産・技術」、「財務・会計」を中心に、経営の戦略及び管理に関する事項についての応用能力が問われます。昨年の11月に二次筆記試験を受験し、今年、合格発表がありました。まだ試験に合格した段階ですので、実際に中小企業診断士として登録して活動するためには、「実務補習」や「実務従事」という研修・実務を経る必要がありますが、中小企業診断士として登録できた際には、経営課題への理解を弁護士業務へと活かしたいと考えており、事務所のワンストップサービスの一環として、皆様の何らかの役に立てますと幸いです。



司法書士
仲宗根 庸子
Yoko Nakasone
(沖縄県司法書士会所属)

住所氏名(名称)変更登記



住所氏名(名称)等変更登記の義務化の概要
令和3年4月に不動産登記法が改正され、不動産登記簿に記載されている所有権登記名義人の住所や氏名名称に変更が生じた場合、住所氏名等の変更登記をすることが義務づけられ、令和8年4月までに施行されることになっていきます。

これは、所有権取得の登記をした人・法人が、その後住所等に変更があっても変更登記をしないままにしていることが多く、それが所有者不明不動産を生じさせる一因となっていることから新設されたものです。義務化のポイントは、以下の2点です。

- ①住所氏名(名称)変更登記は、「その変更があった日から2年以内」に申請しなければなりません。
- ②正当な理由がないのに申請を怠った場合には、「5万円以下の過料」に処す。

施行日前に変更が発生していた場合にも遡及適用

この新しい義務化のルールは、改正法の施行日前に行われた住所氏名等の変更にも適用されることになっていきます。ただし、申請義務の履行期間については、変更日からではなく、施行日からスタートします。

住所変更登記に必要な書類

住所変更登記では、登記簿上の住所から現在の住所までの変更を証する書類が必要となります。登記簿上の住所から現在の住所までの移動が一回のみの場合は、住民票に前住所として登記簿上の住所が記載されているので、住民票さえ取得できれば必要書類は揃いますが、書類を揃えるのに想定外に時間と手間がかかる場合もあります。

同一市内での移動の場合だと、住民票に前住所や前々住所の履歴が残っているのですが、市町村や都道府県を跨ぐと、前々住所以前の履歴は現在の住所地における住民票では確認できません。その場合、本籍地に変更がな

ければ、本籍地の役所で戸籍の附票を取得すれば書類は揃いますが、住所移動のたびに本籍地も他の市町村へ移動しているときは、前本籍地へ請求して、更に前々本籍地へ請求という手順を踏まなければなりません。

また、とくに注意が必要なのは、登記簿上の住所が現在の住所の前の住所だという場合です。住所変更登記では、所有権取得の登記をした時から現在までの住所の移り変わりを全て明らかにしなければならぬため、例えば、A(昭和58年転居、登記簿記載の住所)→B(平成3年転居)→C(昭和10年転居)→A(平成15年転居)→D(令和2年転居、現住所)と住所が変更している場合、住民票には前住所としてAが記載されています。その住民票だけでは、登記簿上の住所から現在の住所までの変更を証する書類として足りないのです。

住所氏名(名称)変更登記は権利保護のため

そもそも、登記簿上の所有者名義人の住所氏名(名称)と現在の住所氏名(名称)とが異なる場合、所有権移転登記や抵当権設定・抹消登記の前提として住所氏名等変更登記を行わなければならない理由は、不動産の名義という非常に大切な権利を保護する必要があるからです。すなわち、不動産登記では、住所氏名等変更登記を行うことで人・法人の確認を徹底するという仕組みを設け、成りすましによる権利侵害を防止しようとしています。

住所氏名(名称)等に変更が生じたら早めに変更登記を

上記のとおり、変更時にすぐに変更登記を行わなければ、殊、住所変更において、必要書類の収集に、想定外の時間と労力を費やすことがあります。そのため、急いで所有権移転登記や抵当権設定登記をしたい場合に慌ててしまうことになりかねません。

不動産の名義という権利の大切さを重視し、住所や氏名(名称)に変更が生じた場合は、即座に変更登記を行うよう心掛けてください。

「昼食の風景」

当山法律事務所のお昼休みの様子をご紹介します。

当山先生は、お取り寄せのヘルシー弁当を食べながら、新聞に目を通しています。

高良先生は、修習生を連れて外出に出かけています。行き先は松尾のマリンボックスでしょうか。ご飯とあら汁がおかわり自由です。

私は、那覇高前のカフェ弁当屋ダージリンでお弁当を買ってきて食べています。五穀米弁当が買った日はラッキーと思います。

事務所のエース大島先生は、事務所近くのファミリーマートでお弁当を買ってきて食べています。このコンビニが出来てからとても便利になりました。

バスケットが得意な比嘉先生は、裁判所近くにある華のれんに出かけたり、ダージリンのお弁当を買ってきて食べています。華のれんは、美味しいと評判で私もいつか利用してみたいと思っています。

こうして、当山法律事務所は午後を迎えます。(北澤)



Column No.011

当山法律事務所退所のご挨拶

アドバイザリー法律事務所

弁護士 宮城 哲

Satoshi Miyaki
(沖縄弁護士会所属)



皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、私宮城哲は、平成11年から約23年にわたって当山法律事務所にて執務して参りましたが、この度、当山尚幸先生のお許しを得て、令和4年4月1日付で、独立し、那覇市泉崎にてアドバイザリー法律事務所を開設いたしました。本稿では、当山法律事務所での思い出を振り返りながら、当山先生をはじめ、お世話になった皆様に対する感謝の気持ちを記したいと思います。

私は、平成6年に司法試験に合格し、2年間の司法修習を経て、同9年に検事に任官いたしました。約2年間検事を務め、多くのことを学びましたが、地元沖縄で弁護士をすべく、検事を退官することになった際、琉球大学の先輩である当山先生のもとで弁護士をしたいと考え、当山先生にご相談させていただいたところ、採用予定がなかったにもかかわらず、快く勤務弁護士として採用していただきました。

私にとつて、当山先生のもとで弁護士活動ができたことは本当に幸運でした。当山先生から学んだことはたくさんありますが、あえて2つに絞ると、次の2つです。1つ目は、弁護士としてのあるべき姿です。日弁連が定める弁護士職務基本規程には、弁護士は：誠実かつ公正に職務を行う(第5条)、弁護士は：信用を維持するとともに、廉潔を保持し、常に品位を高めるように努める(第6条)といった規定があるのですが、当山先生は、誠実、公正、信用、廉潔、品位等あるべき弁護士像のすべてを兼ね備えており、その影響を受けた私も、当山先生のような品位こそありませんが、誠実、公正、信用、廉潔等は保持できているのではないかと考えており、引き続き、これらのことを大切にしたいと考えております。2つ目は、沖縄における人財育成の重要性です。当山先生は、人財育成による地域貢献のために、従来から、沖縄で司法試験を目指す受験生を書生的な事務員として採用するなどして多くの法曹を育ててきました。法科大学院制度ができた後も、多額の寄付をして当山フェローシップという給付型奨学金を創設するなど様々な形で琉球大学法科大学院(以下「琉大LS」)に対する献身的な支援活動を続

けています。その影響を受けた私も、沖縄における文系人財の育成に貢献すべく琉大LSの専任教員となり、弁護士業務以上に時間と労力等をかけて教育・研究活動を行ってききました。その活動の中で、琉大LSで教鞭をとることが私の天職であると感じるようになり、私なりに大学教員と弁護士業務を融合できる事務所をつくりたいと考え、今回の独立に至った次第です。

当山法律事務所では、先輩や後輩にも恵まれ、先輩の照屋俊幸先生、照屋兼一先生からは様々なご指導をいただき、後輩の絹川恭久先生、保田盛清士先生、高良祐之先生、北澤匡大先生、中村宗立先生、大島優樹先生、比嘉天万呂先生とも楽しく仕事をすることができました。また、優秀な事務局スタッフにも恵まれ、弁護士業務以外の業務も含めて支えていただき、本当に仕事がいそいそでした。さらに、共同開設事務所の当山恵子司法書士税理事務所、近藤土地家屋調査士事務所の皆様にも大変お世話になりました。特に当山恵子先生には、公私ともに様々なご指導をいただきました。加えて、国内外への事務所旅行、大忘年会、事務所対抗ゴルフ大会など楽しい思い出がたくさんあります。当山先生をはじめ、当山事務所ファミリーの皆様には、あらためて心から感謝申し上げます。

また、当山法律事務所の依頼者・関係者の皆様にも大変お世話になりました。大学教員との兼務で弁護士業務の時間が制限される中、皆様のご理解とご協力のおかげで、弁護士として様々な経験を積むことができ、あらためて御礼申し上げます。

末筆ではございますが、当山法律事務所の益々の発展並びに当山法律事務所に関係するすべての皆様のご健康とご多幸を祈念いたしますとともに、引き続きご指導とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



新事務員入所のご挨拶



事務局

伊差川 朝香

Asaka Isagawa

令和4年5月9日より当山法律事務所に入所致しました伊差川朝香と申します。

前職では事務業務を一人で担っており、当山法律事務所のような複数の先生方、事務局の方々が勤務する事務所への入所は不安でした。

しかし、当山先生をはじめ、他の弁護士の先生方、事務局の皆さんに大変温かく迎え入れていただきました。感謝いたしております。

まだまだ不慣れでご迷惑をお掛けしておりますが、事務局の皆さんを手本に迅速かつ丁寧な業務ができるよう頑張ります。

今後ともどうぞよろしくお願い致します。

今年5月、「在外日本人が国民審査権を行使できない現行法は憲法に違反する」との判決が最高裁から出され、全国ニュースでも大きく取り上げられました(今まで僅かしかない法令違憲判決の11件目)。
ブラジル滞在中に、鋭い憲法感覚で問題点を見逃すことなく最初に違憲性を指摘し、帰国後この裁判で自ら原告兼弁護士として活躍した永井康之弁護士は、当事務所で修習を行った方です。
現在もその交流が続いているので、今回テミス通信に寄稿していただきました。



弁護士
永井 康之
Yasuyuki Nagai
(愛知県弁護士会所属)

「元修習生の思い出」

愛知県名古屋市中で弁護士をしている永井康之と申します。

私は新62期司法修習生として2009年に当山事務所でお世話になりました。

当山先生は修習中にとっても丁寧に文章を指導してくださったのをよく覚えています。

今でも複数の弁護士でやっている事件で、お互いの文章に手を入れながら、当山先生に赤ペンで文章を添削して頂いたことを思い出します。

修習の一番の思い出は、先生に本島南部に連れて行って頂いたことです。

先生の従兄の案内で糸数のガマを見学し、先生のお母さんの戦争体験を聞いて、カフエくるくまでお茶をしました。それまであまり戦争体験

に触れていなかったもので、美しい景色と凄惨な体験が強烈な印象として残っています。

私は日系ブラジル人を中心とした外国人の支援に取り組んでいます。

南米の日系人には沖縄系の方が多く、依頼者とも良く沖縄の話を楽しみます。

また沖縄に行つて、久しぶりに当山先生のお元気なお姿を拝見したいです。



弁護士
高良 祐之
Yuji Takara
(沖縄弁護士会所属)

【注意すべき法改正1】 通信販売における 定期購入契約に 対する法改正！

お読みになつていらっしゃる方で、会社でネット通信販売事業を手がけている方は結構いらっしゃるのではないのでしょうか。そうした通信販売においては「定期」販売を扱っている場合には要
注意の法改正が先頃行われました(令和3年特定商取引法改正の一部)。

ここ5、6年、特に健康食品、ダイエット食品や美容化粧品等で「お試し価格」「無料」として頻繁に広告をしながら、実際に申し込むと定期的

な有償購入を義務づける契約となつていて、多数の解約トラブルが生じて問題となっていました。実際には確信的に誤解を招いている事業者が横行し、本改正はこの「詐欺的な定期購入商法」の対策として導入されたものです。

法改正で特に注意すべきなのは、定期購入をさせる契約では、①広告では、「定期購入」である旨の表示や、「購入期間」など販売条件の明示が義務づけられ(同法11条各号)、②契約のWeb申込画面・契約書面でも、契約内容を誤解させることのないような

表示であることを要求し(同法12条の6各号)、③これに反して誤認させるような表示をしていた場合や、申込者の解除妨害をした場合(不実告知の勧誘を含む)には、刑事罰を問われることになった点です(改正法70条)。また、こうした違反行為で誤解して契約した消費者に契約の取消しも新たに認めました(同法15条の4)。

本テミス通信をお読みになつている事業者の方には、こうした詐欺的な定期購入商法を取られているような方はいらつしやらないとは思いますが、悪質商法対策として、広告や申込画面・契約書面における対応が各通信販売事業者者に一律に義務化されています。実際に通信販売事業を手がけている方々には非常に注意を要する改正ですので、該当される会社は広告やWeb申込画面・契約書等をぜひ一度ご確認ください。本件について、具体的に自社の通信販売事業に問題が無いか、その判断に迷われる場合にはお気軽にご相談ください。